

令和7年度 建築基準法第12条の規定に基づく定期報告業務委託  
(建築設備・防火設備) (ジオアリーナ) 仕様書

1. 業務名

令和7年度 建築基準法第12条の規定に基づく定期報告業務委託 (建築設備・防火設備)  
(ジオアリーナ)

2. 履行箇所 勝山市体育館「ジオアリーナ」

3. 対象建築物

No.	施設名	所在地	建築設備	防火設備	伺額 (税抜)
1	勝山市体育館 「ジオアリーナ」	勝山市昭和町2丁目4-20	○	○	756,000円

4. 業務内容

(1) 特殊建築物の定期報告 (建築設備・防火設備)

建築基準法第12条第1項、福井県建築基準法施行細則第9条・第10条・第11条・第12条による建築物 (建築設備等の一部) の定期調査及び特定行政庁への報告

(2) 制度見直しに係る業務内容について

本業務は改正後の建築基準法施行令 (平成28年6月1日から施行) に則った調査方法、様式とする。また、調査内容については、建築物定期報告に関する調査要領 (最新版) に基づき実施するものとする。

5. 履行期限 令和7年12月5日 (金)

6. 成果品 (福井県建築住宅課ホームページに掲載する報告様式)

(1) 建築設備等の定期報告

- ・第36号の6様式 定期検査報告書 (建築設備等)
- ・第36号の7様式 定期検査報告概要書 (建築設備等)
- ・別記第1号～第3号 (A4) 検査結果表
- ・別表1～4
- ・別添様式 (A4) 関係写真

(2) 建築設備等 (防火設備) の定期報告

- ・第36号の8様式 定期検査報告書 (防火設備)
- ・第36号の9様式 定期検査報告概要書 (防火設備)
- ・別記第1号～第4号 (A4) 検査結果表
- ・別添様式 (A4) 関係写真

(3) 調査実施の際や調査結果を発注者へ報告する際の様式

- ・標準様式1～3、別添1.2様式

以上 正本・副本1部ずつ

7. 貸与資料 既存図面等 適宜

8. 業務の進め方

(1) 業務の実施に当たっては発注者と十分な連絡を保ち、基本方針等については発注者の支持及び承諾を受けるものとする。また、現地調査に当たっては、発注者が指定する職員が同行するものとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。

- (3) 建築設備点検において、作動状況の点検項目がある設備に関しては必ず動作確認及び復旧確認を実施すること。
- (4) 受注者は、業務内容に応じた知識と経験をもった有資格者を主任技術者及び技術者として専属に配置しなければならない。
- (5) 業務に質疑が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。
- (6) 受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けることとする。
  - ・担当技術者一覧表
  - ・その他発注者が必要に応じて指定する書類
- (7) 定期報告書の提出業務は受注者が行うものとする。
- (8) 部外折衝等に伴い計画に変更が生じた場合には、発注者と協議し、承諾をうけるものとする。なお、これにかかる修正作業等は本業務に含まれるものとする。
- (9) 業務が終了したときは成果品を提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- (10) 貸与された図書等は、紛失・汚損しないように取扱い、これを無断で公表、貸与又は複製してはならない。また業務が終了したときには速やかに発注者に返却すること。
- (11) 報告書の様式は所定のものを使用すること。
- (12) 業務条件・内容に関しての軽微な変更については、発注者の指示により作業を進める。この場合、業務委託契約書の規定にかかわらず契約金額及び履行期限の変更はしないものとする。
- (13) 市は、成果品に瑕疵があるときは、受注者に対しその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができるものとする。
- (14) 受注者は、市の確認を受け成果品を納入した後も、瑕疵が発見された場合は、修補及び損害賠償を免れないものとする。